

昭和二十九年四月一日
福島県条例第三十五号

附属機関の設置に関する条例（抄）

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第二条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第三条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、昭和二十九年五月一日から施行する。

別表

執行機関	附属機関	担任する事務
知事	(略)	(略)
	福島県市町村と県の連携に関する審議会	市町村と県の連携に関する重要事項を調査審議する。

附 則（昭和三一年条例第四四号）
(略)

附 則（平成十七年条例第七五号）
この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年条例第四号）
この条例は公布の日から施行する。

福島県市町村と県の連携に関する審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十九年福島県条例第三十五号)第三条の規定に基づき、福島県市町村と県の連携に関する審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、総務部市町村領域広域行政グループにおいて処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第五条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則(平成十八年規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行する。